

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年7月21日（平成27年（行情）諮問第455号）

答申日：平成28年5月30日（平成28年度（行情）答申第89号）

事件名：麻薬，麻薬原料植物，向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案に関する法令案審議録の一部開示決定に関する件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

麻薬，麻薬原料植物，向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案（平成19政令6）（行政文書ファイル管理簿より）に関する法令案審議録（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別紙に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が平成27年2月20日付け厚生労働省発薬食0220第51号で行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 異議申立人は，平成26年12月24日，処分庁に対し，法に基づき，麻薬，麻薬原料植物，向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案の開示請求を行った。

イ 処分庁は，原処分を行った。

ウ しかし，本件処分は次の理由により不当である。

国立公文書館所蔵の資料，「基準・認証制度の拡充について（回答）麻薬及び向精神薬の指定について（平成18年7月6日）」によると，依存性薬物検討会は，医薬食品局長の私的諮問機関であり，懇談会等行政運営上の会合に当たるので，「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針 平成11年4月27日 中央省庁等改革推進本部決定」に基づき，審議会等の公開に係る措置に準じて，議事録を作成公開す

ることになっている。

また、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする、ともある。

さらに「平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議資料 懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名について」に則り、本件の発言者の氏名も公開することになっている。

総合すると、私的諮問機関の依存性薬物検討会の議事録は、作成することになっており、少なくとも、議事録、発言者氏名は原則公開であるはずである。

しかしながら、今回、開示された文書の不開示部分を拝見すると、2頁目及び3頁目の『改正に至った経緯』、8頁目の『概要』、9頁目の「討議の内容及び結果」など、原則公開であるはずの議事録に本来記載されるべき内容をさらに要約した内容となっているにもかかわらず、全面的に黒塗りされており、不当といわざるを得ない。

委員の個人情報に関しては、安全に配慮しつつ、氏名は、政令改正に直結する会議体である依存性薬物検討会の責任の所在を明確にするためにも公開すべきである。依存性薬物検討会の委員は、自ら公開している方もいるうえ、公表済みの資料から容易に推測でき、指定薬物部会の委員とかなりの部分重複していることが明らかである。それどころか、指定薬物部会の委員は昨今、大幅規制強化を行い、多くのいわゆる危険ドラッグを規制しているが、委員氏名も議事録も原則公開であるにもかかわらず、反社会勢力から攻撃されたといった話を聞かない。実質的に委員の氏名を秘匿することに意味はない。

現状、依存性薬物検討会の議事録は作成されておらず、日本国憲法31条に規定される適正手続を担保できていない異常な状態にある。また後世においても内容を検証することができない。せめて、政令改正時に提出された資料を全面公開することで補完すべきである。

なお、「情報を非公開にすることによって、率直な意見交換や意思決定の中立性を確保している」等を理由として挙げているが、議事録を作成していない時点で未来においても中立性の検証などしようがなく、歴史的に観ても、情報公開を進めることでしか、権力の乱用を監視することはできず、中立性を担保できないことが公知の事実であり、そのために、近年、世界的に多くの国で情報公開制度が整備されてきていることを正視すべきである。民主主義社会において、情報公開制度は必須である。民主主義を第一とすれば、情報を

公開すべきか否かは論を待たない。

そもそも議事録を作成していない時点で、後世における批判的検証も絶望的であり、政令改正過程の正当性を明らかにするためにも当該文書の全面公開は必須である。

## (2) 意見書

異議申立人から平成27年8月11日付けで意見書が当審査会宛て提出された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が異議申立人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 本件異議申立ての経緯

(1) 本件異議申立人である開示請求者は、平成26年12月24日付けで、内閣法制局長官(以下「文書保有者」という。)に対して、法3条の規定に基づき、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案(平成19政令6)(行政文書ファイル管理簿より)に関する法令案審議録」に係る開示請求を行った。これに対して、文書保有者は、法12条1項の規定に基づき、平成26年12月25日付けで、処分庁に対する行政文書の移送を異議申立人に通知するとともに、処分庁に対し、当該文書(本件対象文書)の移送を行った。

(2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、平成27年4月22日付けで異議申立てを提起したものである。

### 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、検討委員の氏名等については、原処分における法の適用条項を法5条6号イ及びハから同号柱書きに改めた上で、法5条1号、4号、5号並びに6号柱書、イ及びハに基づき部分開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

### 3 理由

#### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案(平成19政令6)(行政文書ファイル管理簿より)に関する法令案審議録」であり、当該行政文書は、内閣法制局から厚生労働省に対し、移送されてきたものである。

#### (2) 依存性薬物検討会について

麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とし、依存性薬物の規制に関する事、その他必要な事項等の検討を行うものであり、必要に応じて厚生労働省

医薬食品局長が招集している。

(3) 不開示情報該当性について

麻薬指定に相当するか否かを検討するためには、様々な情報を総合的に勘案する必要があり、検討対象となる物質に関する事実確認及び調査研究等が必要不可欠である。我が国においては、厳しく麻薬等の乱用防止や取締りに取り組んでおり、その結果、他の先進諸国に比べ、国民の薬物生涯経験率は著しく低い水準に留まっている。危険ドラッグ（麻薬の類似成分を含む）が社会問題となり、今後とも薬物乱用防止や取締りの強化が強く求められている中、当該検討対象となる物質に関する情報等が公にされると、これを悪用して、中枢神経に影響を及ぼし、保健衛生上の危害を生じさせるが、基準には抵触せず、取締りが困難な薬物を作成しようとする者が現れるおそれがある。

以下、不開示とした各項目の不開示情報該当性について具体的に説明する。

ア 検討委員の氏名並びに新規麻薬指定物質に関する命名確認者の氏名、所属先及び役職等について

(ア) 法5条1号該当性

検討委員の氏名並びに新規麻薬指定物質に関する命名確認者（以下「命名確認者」という。）の氏名、所属先及び役職等（以下「検討委員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、また、個人識別部分である氏名を除いた部分についても、検討委員及び命名確認者が誰であるか推測することが可能な情報であり、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(イ) 法5条5号該当性

検討委員の氏名等は、国の機関の内部における検討等に関する情報であって、公にされると、検討委員等に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等から、妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号に該当する。

(ウ) 法5条6号柱書き該当性

検討委員の氏名等は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にされると、検討委員等に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等から妨害や不当な圧力をかけられ、検討委員等から協力を得ることが困難になることが予想され、これにより麻薬指定に関する専門的な意見を聞くことができな

くなり、麻薬指定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当する。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### イ 改正に至った経緯等について

##### (ア) 法5条4号該当性

当該不開示部分には、麻薬指定に当たっての基準等が記載されており、これらの情報が公にされた場合、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等により、麻薬の基準を満たさないが乱用されることによって人体に害をなす物質が世に蔓延する可能性が高まり、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当する。

##### (イ) 法5条5号該当性

これらの情報は、国の機関の内部における検討等に関する情報であって、公にされた場合、麻薬指定のプロセスにおいて乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等から、妨害や不当な圧力がかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、法規制にかからないながらも人体に影響のある乱用薬物を新たに作成することを容易にし、特定の者に不当に利益を与えるおそれがあることから、法5条5号に該当する。

##### (ウ) 法5条6号イ及びハ該当性

これらの情報は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にされた場合、麻薬の取締りに係る事務に関し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者等において、法規制にかからないながらも人体に影響のある乱用薬物を新たに作成することを容易にし、その発見を困難にするおそれがあるとともに、麻薬の調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあり、法5条6号イ及びハに該当する。

以上のことから、当該不開示部分は、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、異議申立書の中で、「依存性薬物検討会は、私的諮問機関であり、議事録、発言者氏名は原則公開」と主張している。

しかしながら、本検討会は、乱用されている物質のあり方を検討するものであり、議事の公開がこれらの物質の乱用を助長するおそれがある

ため、議事及び資料は非公開としている。また、委員の氏名については、自ら公表している方もいること及び委員が反社会勢力から攻撃されたという話も聴かない事を理由に開示を主張しているが、自ら公表していると主張する根拠が示されておらず、また、その主張が正しいと仮定した場合であっても、自ら公表することと法に基づく開示決定とは別物であり、更に開示された場合に、これからも請求者のいう反社会勢力等から攻撃を受けないという保証は無く、請求者の主張は失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |                                      |
|-------------|--------------------------------------|
| ①平成27年7月21日 | 諮問の受理                                |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受                        |
| ③同年8月4日     | 審議                                   |
| ④同月11日      | 審査請求人から意見書を收受                        |
| ⑤平成28年5月10日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施<br>並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥同月26日      | 審議                                   |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令案（平成19政令6）（行政文書ファイル管理簿より）に関する法令案審議録」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、4号、5号並びに6号イ及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、原処分における法の適用条項の一部について改めた上で、不開示を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 本件不開示部分について

原処分において不開示とされたのは以下の箇所である。

ア 検討委員の氏名等（15頁ないし17頁）

イ 改正に至った経緯等（8頁、9頁、14頁及び15頁）

###### (2) 不開示情報該当性について

ア 検討委員の氏名及び命名確認者について

- (ア) 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は上記第3の3(3)アのとおり説明する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、麻薬等の指定に係る審議の内容等が記載されており、検討委員及び命名確認者は、当該審議のために意見を聞いている専門家であると認められる。

- (イ) 当審査会は、別件開示請求に係る答申（平成27年度（行情）答申第896号。以下「先例答申」という。）において、不開示部分（検討会委員の氏名）の不開示情報該当性について次のように判断している。

検討委員の氏名等については、物質指定に関する検討を行うために意見を聞いている専門家が明らかになると、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認することができ、法5条5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

- (ウ) そこで検討するに、当該部分は、先例答申の不開示部分と同様の情報であると認められるところ、仮に当該部分を公にすると、検討委員や命名確認者に対し、乱用薬物を現に取り扱っている者や新たに作成・悪用しようとする者から妨害や不当な圧力をかけられ、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの諮問庁の説明は是認できる。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 改正に至った経緯等について

- (ア) 当該部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の3(3)イのとおり説明する。

- (イ) 当審査会は、先例答申において、一般的な記載内容や既に法律等で公になっている記載内容については、法5条4号、5号並びに6号イ及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断している。

- (ウ) そこで検討するに、当該部分のうち、別紙に掲げる部分は、先例答申において、開示すべきと判断された部分の情報と同様の内容であると認められる。

(エ) 他方、先例答申では、依存性薬物の規制に係る基本的な考え方や判断の基準が記載された文書において、一般的な記載内容や既に法律等で公になっている記載内容及び検討会委員の氏名以外の不開示部分については、仮にこれを公にすると、人体に害をなす物質が蔓延し、その作用によって犯罪を惹起し、公共安全が脅かされる可能性がある等の諮問庁の説明を是認せざるを得ないとし、犯罪の予防その他公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるにつき相当の理由があると認められることから、法5条4号に該当し、同条5号並びに6号イ及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断している。

(オ) そこで検討するに、当該部分のうち、別紙に掲げる部分以外の部分は、先例答申において不開示とすることが妥当であると判断された情報と同様の内容であると認められる。

(カ) 以上のことから、当該部分のうち、別紙に掲げる部分は、法5条4号、5号並びに6号イ及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条4号に該当すると認められることから、同条5号並びに6号イ及びハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号、5号並びに6号イ及びハに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号、4号、5号並びに6号柱書き、イ及びハに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別紙に掲げる部分は、同条4号、5号並びに6号イ及びハのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同条4号及び5号に該当すると認められるので、同条1号並びに6号柱書き、イ及びハについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子



## 別紙

8頁：2. 改正に至った経緯の記載内容

9頁：1行目ないし5行目1文字目，9行目1文字ないし16文字目，  
9行目42文字目ないし10行目末尾，11行目1文字目，13行目  
1文字目，15行目1文字目及び16行目ないし末尾

14頁：不開示部分の1行目，5行目，9行目及び14行目

15頁：2. 討議の内容及び結果の記載内容